

第3回特定商取引法専門調査会の意見

2015年4月17日

村 千鶴子

第3回調査会は欠席いたしますので、意見を書面で提出いたします。

第1 指定権利制の廃止について

- ・現行法の訪問販売・通信販売、電話勧誘販売の「商品・役務・指定権利」の定義に該当しないと考えられる多様な被害が発生しており、また今後も次々と新たな内容の取引が出現し続ける具体的可能性が高い実情にあります。したがって、現行の指定権利制度を廃止し、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売については、何についての取引であってもすべて規制対象とするよう「すきま」をなくす必要があると考えます。
- ・特定商取引法は、不意打ち性がある訪問販売などをはじめとした特殊な取引形態の取引について、適切な選択の機会を保障するという観点から選択のために必要かつ十分な情報の開示・提供及び自主的な契約の選択の機会を確保することを目的とした法律であると理解しています。したがって、「何に関する取引であるか」によって、適用対象とすべきか、適用対象とすべきでないか、という問題は発生するものではないと考えるからです。
- ・そのためには、商品・役務・権利の区別を廃止するのがもっとも適切であると考えます。なお、現行の、「購入者等が営業のために若しくは営業として契約する場合」や、他の業法で訪問販売・通信販売・電話勧誘販売についての取引適正化のために行政処分なども含めて導入している業法の規制対象取引については適用除外とする旨の現行の26条を定めるという手法は基本的には維持する方向でよいのではないかと考えます。

第2 美容医療について

- ・継続的な美容医療の契約については、特定継続的役務提供として指定する必要があると考えます。
- ・従来から、脱毛サービスについては医療機関によるものとエステサロンによるものとが混在していました。エステサロンに出向いたら関連医療機関に誘導されそこで脱毛の契約をさせられるというケースもあります。
消費者は脱毛をしたいと思って契約をしたのに、たまたま契約相手が医療機関かエステサロンかによって、特商法の適用の有無が異なるのは合理的とは言えないという問題が生じていました。医療機関で契約した場合には、取引適正化のための行政規制がなく行政処分の制度も

ないうえに、書面の交付義務もクーリング・オフ制度、中途解約についての規制など消費者を救済する制度の適用ありません。消費者にとってはきわめて不合理な事態となっていました。この点は改善すべきだと思われます。

・近年では、美容医療の種類も増え、消費者向けの宣伝も盛んに行われブームとなっていると言ってもよいと思います。それに伴って様々な美容医療についての被害が発生しています。ぜひ、消費生活相談に寄せられる被害実態を分析して、継続的サービスに該当する取引については特定継続的役務提供として規制対象とする必要があると考えます。

美容医療も、「美しくなる」ことを目的として勧誘が行われ、消費者もそれを目的として契約するものですが、医療である以上「結果」については約束することはできない準委任としての性質を持つ契約です。この点は、特定継続的役務としての性格を持っているものです。

以上の点からも、美容医療を特定継続的役務提供として、契約の適正化の観点からの規制を行う必要があると考えます。

以上